

管理運営にかかる費用（サービスの対価）の負担のあり方

【論点】

国立公園の管理運営（個別サービスの提供）は多様な主体により担われている。では、多様な主体により提供される個別サービスに対する費用（対価）は、誰がどのように負担すべきか。具体的な論点を以下に示す。

国や地方公共団体による国立公園の保全整備に対する公園利用者、地方公共団体、地元受益者の費用負担はどうあるべきか。

- （１）公園利用者が国立公園（公園施設）を利用する際に、料金を徴収することについて（チップや環境保全協力金として任意の協力により徴収している例はあるが、利用料はない。）
- （２）環境省が執行する国立公園事業について、地元の地方公共団体が特に受益を受ける場合に、執行に要する費用の一部を負担金として徴収することについて（通常、国直轄公共事業については、一定割合の負担金を徴収するのが一般的だが、国立公園事業では徴収していない。）
- （３）環境省や地方公共団体が執行する国立公園事業について、地元企業等が著しく受益を受ける場合に、その執行に要した費用の一部を負担金として徴収することについて。
- （４）その他

国立公園内の土地所有者、農林漁業者の活動により、国立公園における里地里山など二次的自然環境の景観や生物多様性が維持されている。このような形のサービスの提供に要する費用の負担はどうあるべきか。

- （１）税金等の負担軽減措置について
- （２）助成金等による支援措置について
- （３）その他

民間団体により、国立公園の環境保全活動などが進められている。このような活動に対する支援措置はどのようにあるべきか。

- （１）行政機関からの支援のあり方
- （２）民間企業・民間助成団体からの支援のあり方
- （３）その他